

働きながら **安心** して **妊娠・出産** を迎えるために

妊娠したすべての働く女性のみなさんへ

妊娠中・出産後の働く女性を支援する法律や制度があります

妊娠中・出産後の働く女性を支援する法律や制度

妊娠中(出産後)の事業主の措置

- 妊産婦の勤務時間中の健診時間の確保
- 通勤緩和
- 休憩に関する措置
- 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置
- 妊産婦等の危険有害業務の就業制限(重量物、他)
- 妊婦の軽易業務転換
- 変形労働時間制における妊産婦の法定労働時間を超える就業の制限
- 妊産婦の時間外労働、休日労働、深夜業の制限

産前・産後・育児休業中の経済的支援

- 出産育児一時金** 被保険者が出産したとき一児につき42万円
- 出産手当金** 産前・産後休業中に給料が支払われない場合、1日につき賃金の2/3相当額
- 育児休業給付金** 1歳未満の子を養育するために育児休業した場合、休業開始時の賃金月額67%(開始後6か月)

産前・産後・育児休業等

- 産前・産後休業** パートなども含めすべての女性労働者が対象(産前6週間、産後8週間)
- 育児休業** 休業の申し出時点で取得条件を満たしている男女が対象(子が1歳まで(一定の場合は1歳6か月まで))
※平成29年1月より改正育児・介護休業法が施行され、有期契約労働者の育児休業の取得要件が緩和されました
- 育児短時間勤務** 子が3歳まで男女とも原則1日6時間とする勤務時間の短縮を申し出できる
- 所定外労働(残業)の免除** 子が3歳まで男女とも残業免除を申し出ることができる

母性健康管理指導事項連絡カード(母健連絡カード)

医師等から女性労働者が受けた指導事項を的確に事業主に伝達するツールです

「診断書」に代わる証明書類です

3 母健連絡カードを提出し、必要な措置を申し出る。

1 健康診査等を受診する。

妊娠中・出産後の女性労働者

4 申し出に基づき、措置を講じる。

2 母健連絡カードを発行する。

事業主等(人事労務担当者、管理者)

主治医等



※母健連絡カードは、「女性にやさしい職場づくりナビ」からもダウンロードできます

働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト「女性にやさしい職場づくりナビ」

妊娠・出産を経ても女性が働き続けられる職場づくりのために、妊娠中の女性をはじめ、企業担当者の方へ法律・社内制度・職場環境づくりの取り組みについて、ご紹介しています。

<http://www.bosei-navi.mhlw.go.jp>

職場と母性 検索



トラブルになった場合は、厚生労働省都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ 都道府県雇用環境・均等部(室)一覧 <http://www.mhlw.go.jp/topics/2016/03/dl/tp0331-1a.pdf>